

## 第Ⅶ章 高等学校教育実習要項

1	高等学校学習指導要領の改訂	123
2	教育課程	124
3	総合的な探究の時間	126
4	特別活動	127
5	生徒指導	129
6	進路指導・キャリア教育	131
7	学習指導	133
8	各教科の学習指導	136
9	学習指導案	139



# 1 高等学校学習指導要領の改訂

## (1) 改訂の経緯

中央教育審議会は、平成28年12月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を示した。これを踏まえ、文部科学省においては、平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を、また、同年4月に特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校については、平成30年3月に、改訂された高等学校学習指導要領（以下、「新高等学校学習指導要領」という。）を公示し、令和4（2022）年4月入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。また、移行措置として、「総合的な探究の時間」、道徳教育に関する配慮事項、地理歴史科における領土の画定に関する規定、公民科における「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定、家庭科における契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定、特別活動の指導等は、平成31（2019）年4月から先行実施されている。

## (2) 改訂の基本方針

改訂の基本方針は、次のとおりである。

### ① 今回の改訂の基本的な考え方

ア 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

### ② 育成を目指す資質・能力の明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

### ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」等において、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。

### ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

総則において、「生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努める」ことについて新たに示した。

### ⑤ 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育の充実、職業教育の充実などについて、総則や各教科・科目等（各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

## 2 教育課程

### (1) 教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を有効に達成するために必要な教育内容や活動を生徒の成長発達に応じて、組織的、計画的に編成した教育の全体計画である。具体的には、学校において編成する教育課程は、教育課程に関する法制に従い、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動等について、課程や学科の特色に応じ、目標、内容を授業時数や単位数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のことである。

### (2) 教育課程編成の一般方針

「新高等学校学習指導要領」では、第1章総則の第1款2で、以下のように定めている。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の①から③までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

① 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

② 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

③ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

### (3) 教育課程編成の原則

「新高等学校学習指導要領」では、第1章総則の第1款1で、以下のように定めている。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

また、「新高等学校学習指導要領解説 総則編」(平成30年7月)では、第3章の第1節1で、教育課程編成の原則として、次の5点を示している。

① 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から、本解説第2章第2節において説明したとおり法令により種々の定めがなされている。各学校においては、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の法令に従って編成しなければならない。

② 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

学習指導要領は、法令上の根拠に基づいて国が定めた教育課程の基準であると同時に、その規定は大綱的なものであることから、学校において編成される教育課程は、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて編成されるものである。

③ 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること

第1章総則第1款1においては、「各学校においては、…生徒の心身の発達の段階や特性等…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。これは、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の発達の段階と特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調したものである。

④ 課程や学科の特色を十分考慮すること

第1章総則第1款1においては、「各学校においては、…課程や学科の特色…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」と示している。

ここでいう「課程」とは、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制の課程及びその区分を設けない単位制による課程のことであり、「学科」とは、普通科、専門学科(農業科、工業科、商業科、理数科、音楽科等)及び総合学科のことである。

⑤ 学校や地域の実態を十分考慮すること

ア 学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的又は物的な体制の実態は学校によって異なっている。

教育課程の編成は、第1章総則第1款5に示すカリキュラム・マネジメントの一環として、このような学校の体制の実態が密接に関連してくるものであり、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮することが必要である。

イ 地域の実態

教育基本法第13条や学校教育法第43条(第62条の規定により高等学校に準用)の規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。

地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。こうした地域社会の実態を十分考慮して教育課程を編成することが必要である。

#### (4) 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動で編成される教育課程

前々回の学習指導要領の改訂を受けて、小学校3年生から高等学校まで総合的な学習の時間が導入されていた。「新高等学校学習指導要領」では、総合的な学習の時間から名称を「総合的な探究の時間」に変更されたが、基本的な枠組みは変わらず、高等学校の教育課程では、「各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動」により編成されている。

なお、単位数等の取扱いに関して、次のような弾力的な取扱いが可能となっている。

① 必履修教科・科目の一部単位数減について

必履修教科・科目については、標準単位数を下らないものとされているが、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目(標準単位数が2単位であるものを除く。)についてはその単位数の一部を減じることができるようにしたこと。

- ② 総合的な探究の時間の一部単位数減について  
総合的な探究の時間の標準単位数は3～6単位であるが、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができるようにしたこと。
- ③ 授業の1単位時間の運用について  
10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合、当該各教科・科目等を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときには、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができるようにしたこと。
- ④ 総合的な探究の時間の実施における特別活動の代替について  
総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合には、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができるようにしたこと。

### 3 総合的な探究の時間

「新高等学校学習指導要領」では、高等学校においては、これまでの総合的な学習の時間から名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせ統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究する力を育成するようにした。

なお、「新高等学校学習指導要領」は令和4（2022）年度から年次進行で実施されるが、「総合的な探究の時間」は平成31（2019）年度から先行実施されている。

「総合的な探究の時間」の目標、内容の概要を以下に示す。

#### 第1 目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

#### 第2 各学校において定める目標及び内容

##### 1 目標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定める。

##### 2 内容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の内容を定める。

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

##### 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。
- (2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。
- (3) 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるよう配慮すること。

- (4) 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を重視すること。
  - (5) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
  - (6) 各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
  - (7) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
  - (8) 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
  - (2) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
  - (3) 第2の3の(6)のウにおける両方の視点(自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点)を踏まえた学習を行う際には、これらの視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮すること。
  - (4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。
  - (5) 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
  - (6) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
  - (7) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。
  - (8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
  - (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
  - (10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

「総合的な探究の時間」については、標準単位数は3～6（但し、特に必要がある場合には、2単位とすることができる）とされており、単位修得の認定も各教科・科目と同様に行うこととされている。

また、「学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導」したり、「単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う」ことができるとされている。

## 4 特別活動

「新高等学校学習指導要領」においても、特別活動は、従前通りホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成されている。

「新高等学校学習指導要領」における特別活動の目標、内容の概要を以下に示す。

## 第1 目 標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

## 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

### 1 目 標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

### 2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画
  - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
  - イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
  - ウ 学校における多様な集団の生活の向上
- (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
  - ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
  - イ 男女相互の理解と協力
  - ウ 国際理解と国際交流の推進
  - エ 青年期の悩みや課題とその解決
  - オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
  - ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
  - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
  - ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
  - エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

〔生徒会活動〕

### 1 目 標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

### 2 内 容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- (2) 学校行事への協力
- (3) ボランティア活動などの社会参画



## 〔学校行事〕

### 1 目 標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

### 2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

#### (1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

#### (2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

#### (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

#### (4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

#### (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

特別活動については、その性格上、単位修得の認定は行わない。しかし、授業時数については、ホームルーム活動では、原則として「年間35単位以上」行うこととし、さらに、ホームルーム活動は、「高等学校における道徳教育のねらいである人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たす」ことから、各教科・科目とは異なり、特定の学期又は期間に集中して行うことはできないことになっている。

一方、生徒会活動及び学校行事では、一定の授業時数は示されていないが、地域や学校の実態、課程や学科の特色を生かした実施が望ましいことから、「学校の実態に応じて、それぞれ適切に授業時数を充てる」こととされている。

## 5 生徒指導

### (1) 生徒指導の意義

生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高めるように指導・援助するものである。このような指導や援助は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる問題行動への対応といういわば消極的な面にとどまるものではない。

したがって、このような指導や援助は各教科、特別活動など学校におけるすべての教育活動の中で広く営まれる機能であつて、教育課程の中に独立した領域として位置づけられるものではない。教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、生徒が主体的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくことができるよう生徒指導の充実を図ることが大切である。

## (2) 生徒指導の充実

生徒指導の充実について、「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第5款1の(2)で、次のように示されている。

(2) 生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

さらに、「新高等学校学習指導要領解説 総則編」第6章第1節2では、次のように示されている。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。一人一人の生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっており、また、生徒の成育環境も将来の夢や進路希望等も異なる。それ故、生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、ホームルーム担任の教師の日頃の人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師、養護教諭などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、青年期にある高校生一人一人の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日頃の人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も進み、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

また、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、ホームルームや学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深く関わっている。生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。すなわち、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれるホームルームや学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。単位制による課程をはじめとして、教育課程における選択の幅の大きい高等学校にあっては、日常の授業の集団とホームルーム集団とが一致しない場合も多いだけに、このことはとりわけ重要である。

以上のことを基盤として、高等学校における生徒指導では、複雑化し、目まぐるしい変化が続く社会において、人としての調和のとれた発達を図りながら、自らの行動を選択し、決定していくことのできる主体を育成するとともに、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を身に付けさせ、将来の社会生活の中で自己実現を果たすことができる能力や態度の育成を目指さなければならない。そのため、生徒指導において、ガイダンスの機能の充実が求められるのである。(後略)

### (3) 生徒指導の課題

我が国では今日、「中途退学」「いじめ」や「不登校」等が大きな教育課題となっている。学校においては、生徒の学校生活への適応や自己実現に関する問題への支援、指導をはじめ、学校や社会生活における望ましい人間関係の促進、非行や問題行動への対応、校則や生徒心得の検討と適切な運用等、解決を迫られている課題がなお多く存在している。

そのため、生徒指導の充実強化に向けて、次のような点に留意しつつ、生徒指導の在り方を点検していくことが大切である。

#### ① 生徒や保護者の関係について

教師は、日常の教育活動を通じて、生徒との信頼関係を大切にし、生徒との好ましい人間関係の育成に努める必要がある。

また、生徒指導の方針や具体的な指導方法について、保護者との間で十分な意思疎通を行い、学校と保護者との間で連携・協力を図るとともに、地域や関係機関等との連携協力の体制や方法を確立するために、一層努力する必要がある。

#### ② 生徒指導の方針や具体的な指導方法について

校長の責任の下に適切に決定された生徒指導の方針等が、全教師に周知徹底され、共通理解を図っていくことが大切である。

また、具体的指導方法や指導上の留意点について職員会議等の場で十分意見交換を行い、教師間の意思疎通を図る必要がある。その際、生徒の安全に十分配慮し、体罰など行き過ぎた指導がなされないよう、全教師に徹底する必要がある。

#### ③ 校則について

学校では、すべての校則を機械的に同列に扱うのではなく、ア.絶対に守るべきもの、イ.努力目標というべきもの、ウ.生徒の自主性に任せてよいもの、を明確にする必要がある。

校則の運用に際し、校則違反があった場合の指導について、学校としての統一的な対応方針をあらかじめ明確にし、全教師の共通理解を図る必要がある。さらに、校則違反があった場合の指導に当たっては、教師が一方的な指導を行うのではなく、生徒の内面的な自覚を促し、自主的に校則を守っていくことができるよう指導する必要がある。

### ※ 道徳教育の充実

「新高等学校学習指導要領」においては、第1章総則第1款の2の(2)で、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることが示された。そして道徳教育は、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とし、それを進めるに当たり、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資すること等が、留意点として明記されている。

また、新たに道徳科が設けられた小・中学校とは異なり、高等学校においては、全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。さらにその全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導場面であることに配慮すべきと付記されている。

このように、生徒指導の基盤として、道徳教育が一層重要視されてきている。小・中学校の「道徳科」を中心とした道徳教育との接続をしっかりと意識するとともに、公民科の「公共」「倫理」や特別活動の中だけでなく、各教科・科目においても目標や内容、配慮事項等で人間としての在り方生き方と深く関わっており、教育活動全般を通しての道徳教育が必要とされている。

## 6 進路指導・キャリア教育

### (1) 進路指導・キャリア教育の充実

進路指導・キャリア教育に関して、「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第5款1の(3)で、次のように示されている。

- (3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

さらに、「新高等学校学習指導要領解説 総則編」第6章第1節3では、次のように示している。

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」と混同され、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないかと、といった指摘もある。こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動のホームルーム活動を要としながら、総合的な探究の時間や学校行事、公民科に新設された科目「公共」をはじめとする各教科・科目における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

また、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。(中略)

高等学校段階の生徒は、知的能力や身体的能力の発達が著しく、また、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという特色をもつ。このような発達の段階にある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行う進路指導が必要である。ここでいう進路の選択決定や将来設計は、高等学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではない。高等学校卒業後の社会的移行においても、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の在り方生き方や進むべき方向性とその具体的な選択肢について探索・試行し、常に将来設計や目標を修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。

このような高等学校におけるキャリア教育や進路指導は、高等学校教育の目標である「社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させること」や、「個性の確立に努めること」を目指して行われるものであり(学校教育法第51条)、全校の教職員の共通理解と協力的指導体制によって、学校の教育活動全体を通じて計画的、組織的、継続的に行われなければならない。

## (2) 教育課程における進路指導・キャリア教育

進路指導・キャリア教育の重要性について、「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第1款4で、「学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。」とあり、勤労観、職業観の育成と奉仕の精神の涵養を求めている。

また、第1章総則の第5款1では、「学習や生活の基盤として、教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること」に配慮するものとし、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと」に配慮するものとし、ガイダンス機能の充実や進路指導・キャリア教育の充実を指摘している。

このように、進路指導・キャリア教育は教育課程の全領域と関連を持つものであり、ひいては、学校の全教師の教育活動と密接な関連を持つものであることを明確にしている。すなわち、

進路指導・キャリア教育は、進路指導担当の教師やホームルーム担任の教師のみの指導・援助ではなく、全教師の任務であり、全教育課程との関連の下に進められなければならないものである。

## 7 学習指導

### (1) 学習指導の意義と充実

#### ① 学習指導の意義

学習とは、教育学的見地からいえば、事物・事象を理解し、その結果を蓄積し、それを土台として行動を洗練し人間として高まっていくことである。したがって、学校における学習指導とは、認識と実践を豊かにし、確実にまた速やかに、さらに容易に知識や技術を習得し、人間として高まっていくことができるよう一人一人の生徒を指導することである。

これからの学校教育においては、社会の変化に対応して、生徒が心豊かに主体的に、創造的に生きていくことができる資質や能力の育成を図ることが求められている。

これからは、生徒一人一人のよさや可能性を生かすことを根底に据え、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを重視する新しい観点に立って、学習指導の質的な改善を図っていく必要がある。

#### ② 学習指導の実践的課題

学習指導においては、単に多くの知識を詰め込むことよりも、むしろ生徒の学習意欲を高め、生徒自ら学び取る力を育てることが求められている。したがって、各学校で指導を進めるに当たっては、基礎的・基本的事項を明確にして生徒の実態に即した指導内容を重点化するとともに教材を精選すること、そして、生徒が意欲的な学習活動を展開して、基礎的・基本的事項を確実に身に付けられるよう指導方法を工夫、改善することが重要である。また、種々の学習指導の形態や方法は、その目的、教材、生徒の状況などによって有効に活用されるよう追求していく必要がある。

#### ③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第3款1では、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善として、各教科・科目等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする」と示している。

(1) 第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

(2) 第2款の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、(6)に示すとおり読書活動を充実すること。

(3) 第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

(4) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

- (6) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。
- ④ 学習評価の充実
- 「新高等学校学習指導要領」第1章総則の第3款2では、学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとするとしている。
- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

## (2) 生徒の実態に即した学習指導

### ① 生徒の実態

今日我が国では、高等学校への進学率が98%を超え、高等学校は、後期中等教育機関というよりも、むしろ国民教育機関といってもよいほどになりつつある。したがって、高等学校教育を能力・適性、進路等多様化した生徒の実態に即したものにすることが必要であり、そのためには、多様な選択科目の履修や教育課程の類型等に創意工夫を加え、きめ細かな個別指導をすることが必要である。

文部科学省がかつて実施した中学校及び高等学校の進路指導に関する実態調査で、現在の学校、学科に進学して「たいへんよかった」「どちらかといえばよかった」と答えたものが半数からそれ以上あるのに対して、授業内容や授業の程度について満足と回答したものが20～30%であった。

現在の高等学校における授業の進め方等について多くの生徒が不満を持っており、その理由として、十分理解しないまま先に進むことや講義形式で対話もなく楽しさがないことなどを挙げている。これらの不満を解決するためにも毎日の授業の展開に格別の工夫が必要である。

### ② 実態に即した学習指導

生徒自らが意欲的に学習活動を展開するために、種々の学習指導の形態や方法を工夫、改善する必要がある。次の具体的な例について、それらの留意点などを示すこととする。

#### 1) 各類型（コースともいう）の指導目標を明確にする

生徒の多様な進路希望に対応するため、学校で類型を設けることがあるが、その場合、類型のねらいと生徒の選択の希望とが合致することが望ましい。したがって、数種類の類型を用意する必要がある。また、同じ類型を選択した生徒であっても、選択の動機が多様な場合もあるので、このような場合には、同じ選択をした生徒集団を、生徒の選択の動機に基づいてさらに分割する必要がある。

同様に、一つの教科・科目の指導に当たっても、選択の動機を十分考慮して、生徒に学習の目標を設定させる必要がある。

#### 2) 生徒の実態に合わせて学習内容や教材を選ぶ

指導内容についても、次のような配慮が必要である。

生徒の実態に即して、関連する内容を付加して指導したり、特に必要な場合には、科目の内容の基礎的・基本的事項に重点を置くなどして、内容の一部を選択して指導したりすることも可能となった。ただし、その科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担加重になったりすることがないよう配慮が必要である。

このように、必修教科・科目、選択教科・科目にかかわらず、生徒の実態に即して、指導内容を弾力的に取り扱うことができるので、教科・科目や類型を生徒に選択させて指導する場合は、それぞれの生徒の実態に合わせて学習の内容や教材を選定する必要がある。

3) 生徒の学習効果を高める指導方法を工夫する

学習指導の方法は、各教科・科目の特性、学習する生徒の実態、指導目標や内容、教材・教具などのかかわりが深く、実践と実証的な反省に基づいて常に改善に努めなければならない。多様な生徒を前にして指導の成果を上げるためには、まず生徒の実態に即した指導方法の工夫が必要である。

例えば、指導目標を生徒の学力などからみて適切な水準に設定すること、実験、実習、観察、見学、調査、討論、報告書の作成などの方法を取り入れた指導方法を工夫すること、ホームルーム活動などを通じて、自主的な学習の態度や習慣を身に付けさせるために自学自習の指導を強化すること、学校図書館の利用や家庭学習の在り方について指導することなどが考えられる。また、学校には各種の教育機器が配備されているので、積極的に各種の視聴覚教材や教具の活用を図ることも考えてよい。

このように、学習の過程を重視し、多様な生徒の一人一人に学習内容が身に付くよう努めることが大切である。

4) 習熟度に応じた指導

学習の習熟度に応じて学級を編成して指導する場合、画一的・固定的なものでない弾力的な学級の編成にするなど、特に、数学、英語など学習内容の習熟度に大きな差が出る教科・科目について行ったり、常に生徒の学習内容の習熟度を考慮して学期ごとの移動を認めるなど流動性のあるものにしたことが考えられる。

実施に当たっては、あくまで生徒一人一人を生かすという視点を大切にすることが必要である。いたずらに生徒が劣等感を抱くことがないように、生徒の希望を生かした指導内容や方法を工夫することが大切である。

③ 学習形態と方法

教師が教育の目的を達成するために、適切な手段・方法を用いて展開する様々な教育的な営みが考えられる。視点の置き方でその手段・方法はいろいろであり、実際の授業では、単一な形式よりも、これらの複合されたものが多い。

1) 形態の分類

ア 指導者の数から

(ア) 単独授業 (イ) ティーム・ティーチング (TT)

イ 学習集団の型から

(ア) 一斉学習 (イ) グループ学習 (ウ) 個別学習

ウ 学習の目的や教材から

(ア) 系統学習 (イ) 問題解決学習

エ 手段、方法、生徒の立場から

(ア) 受容的方法 ○伝統的なもの—講義法、問答法、読書、観察、鑑賞

○現代的なもの—視聴覚的方法、プログラム学習

(イ) 能動的方法 ○問題解決法 ○発見的方法 ○討議法

○プロジェクト法 ○範例方法

2) 学習指導の方法

授業の目標、教師の教授能力、生徒の学習能力、教材の質と量、施設・設備等の諸条件によって形態・方法の選択が決定される。

ア ティーム・ティーチング (TT)

二人以上の教師でティームを編成し、それぞれの教師の長所を生かして授業を進めようとする授業形態の一つである。

この形態を有効に進めるには、生徒理解をよりの確に進めるとともに、教師相互の人間関係を大切に、綿密な連絡連携のもとに授業を進めることが大切である。

イ 講義法

教師が、理解、共感させたいと思う内容を生徒に口述することにより伝達する、最も伝統的な教授の方法である。

ウ プログラム学習

学習内容を学習者のペースに適するように、また内容の重点を確実に押さえてスモールステップに分節し、ティーチングマシンやプログラムテキストを用いて、一定の目標に無理なく確実に到達させる学習法である。

プログラムには二つの型がある。一つは、完成法によって各ステップを直線的に進むもの、もう一つは、クラウド方式とよばれるもので、選択法により学習者の反応が正しければ次のステップに進むが、誤りがあれば逆戻りして治療回路に進ませるというものである。

#### エ 討議法

特定のテーマについて、集団構成員の意見、知識、経験を交換し合うことによって集団思考を高めて結論に到達したり、協働して問題解決に当たるなど、一定の教育目標を達成しようとするものである。

#### オ プロジェクト法

問題解決学習の典型的な方法の一つであり、生徒が計画し、現実の生活で達成される目的を持った活動である。生徒に目的設定、計画、遂行、評価の活動を行わせ、生産や生活の向上を目指す教育方法である。

目的を設定または選択→その活動を遂行する方法を計画→その計画を実施→活動中の進歩と最後の結果を評価、としている。

## 8 各教科の学習指導

### (1) 指導計画の作成

#### ① 教育課程と指導計画

学校における教育活動は、教育の目的や目標の達成を目指し、教育内容等にかかわる適切な指導計画が立てられ、それに基づいて行われる。教育活動を円滑に進めるためには、教育計画を適切に定めることが必要となってくる。そのための教育計画を、教育活動全般にわたって相互の関連に配慮し、総合的に組織したものが教育課程である。

各学校で編成した教育課程を実施する場合、それを具体化した計画が必要になってくる。実際の指導内容、指導方法、使用教材などの具体的な実施に重点を置いた計画が、指導計画といわれるものである。すなわち、指導計画は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画である。

指導計画には、年間を通した年間指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、各時限ごと、あるいは単元や主題ごとの指導計画にいたるまで各種のものがある。これらは、それぞれ異なるねらいをもっており、必要に応じて適宜用いていく。

このように、教育活動は、学校教育の全体計画である教育課程から、具体的な指導計画まで段階的に位置づけられ、相互に関連をもちながら、目標達成を目指して実践されていく。

#### ② 各段階における指導計画

##### 1) 年間指導計画

ここでの指導計画は、教育課程に示されている内容に基づいて、年度内に指導すべき全内容について指導順序を含め計画したものである（シラバスとも呼ばれる）。すなわち、指導目標と指導内容、年間の授業時数から各単元や主題の時間を配当し、指導順序、指導時期を年間の中で位置づけて計画したものである。

年間指導計画は、一年間の長期展望に立った構想であるとともに、個々の目標を具体化する際の最も重要な計画の要である。個々の目標の達成を、段階的な計画の中に位置づける基盤となっているものである。

さらに、実際の指導を通しての経験や反省、評価を基に修正し、指導計画と実践が相互に関連しながらよりよい指導を追求し成果をあげていく上でも必要なものである。

##### 2) 単元や主題の指導計画

その単元や主題の目標をよく理解し、指導内容、指導順序、指導時間等を具体的に検討して、学習活動が効果的、能率的に行われるよう、単元間の連携と発展についても十分把握して計画する必要がある。

##### 3) 週ごとの指導計画

週ごとの指導計画は、年間指導計画、月ごとの指導計画や週にまたがる単元や主題の指導計画に基づいた週の指導計画である。



週ごとの指導計画は、その週における各時限の指導目標と指導内容、準備すべき教材、指導の重点等を明らかにし、前後の週との関連を踏まえて計画し、実際の指導を通して修正し改善していくものである。

この週ごとの指導計画を基に、各時限ごとの指導計画がより具体的になり、それに基づいて実際の指導が行われることになる。

#### 4) 各時限ごとの指導計画

実際に指導が行われる各時間の指導計画のことであり、指導実践の核となるものである。年間、学期、月、週ごとの指導計画を基に、既習内容、当該時限の学習内容、指導順序、使用教材等を明らかにし、生徒の学力、学習状況、学習態度等を十分把握してその時間の指導計画を作成したものである。各時間ごとの指導計画は、学習指導案とも呼ばれる。

学習指導案は、当該時限の授業における導入、展開及びまとめの内容、さらに時間配分、指導上の留意点等、具体的に授業を進めていく計画であり、学習効果を高める上で大きな役割をもつものである。

このように、各段階における指導計画は、相互に関連をもち、目標の達成に向けて期待する成果をさらに高めることを意図して立案されるものである。そのためには、貴重な実践を常に振り返り、可能な限り修正・改善していくことが大切である。

### ③ 指導計画の役割

学校教育は、教育目標の実現を目指して行われる計画的な営みである。したがって、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの目標が達成されるよう、学校教育全体計画である教育課程を編成し、さらに、段階的に具体化された指導計画が立てられ、その計画に基づいて実際の指導が行われるのである。各時間の指導計画や単元の指導計画を実際の指導を通して確かめ、評価し、その積み重ねが基となって、学校の全体計画が改善されていく。これらのすべての教育活動の成果が統合されて、はじめて学校教育の目標が達成されるのである。

指導計画は、学校全体が目標達成に向けて一体となって教育活動を実践していく基本であるとともに、全教師が目標を確認し、意識して実践に移していく上できわめて重要なものである。

指導計画は、指導内容を継続的に計画化し、指導方法を工夫することによって、各教科・科目等の目標を達成するための指導場面を重点化することができる。また、生徒に学習内容や順序等を知らせることにより、生徒が興味や関心をもって主体的に学習に取り組むことができ、学習効果を高めることができる。

さらに、指導計画は、指導内容について各教科・科目等の間の不要な重複を少なくし、指導順序、指導時期等において相互の関連を図りながら、指導の効果をより一層高めるのに役立つものである。

### ④ 指導計画作成上の留意点

指導計画を作成するに当たっては、次の点に留意することが大切である。

- 1) 各教科・科目等の目標達成に向けて、長期的な展望に立った指導構想をもつ。
- 2) 指導内容の重点化を図る。
- 3) 知識の修得や技能の習熟が十分行えるような指導順序、指導方法、時間配分を考える。
- 4) 学習することのよさや楽しさが分かるような教材の開発や指導方法の工夫・改善を行う。
- 5) 指導効果を高めるために、コンピュータ等の教育機器の活用を図る。

ところで、これらの留意点について考える際に、生徒の実態把握、学習内容の習熟の程度に対する配慮が重要となる。

一人一人の生徒は、習熟の程度、理解の速さや深さ、学習成果の保持、興味・関心、知的な探究心、創造的な追究心、学習適性などにおいて違いがあり、様々な個性をもっている。これらの個性の違いを踏まえる中で、個性を生かし、生徒の特性に応じた多様な学習活動を展開できるよう工夫することが大切である。

## (2) 評価と指導の改善

### ① 指導改善につながる評価

学習評価は、教育目標に対して、指導順序や指導方法等が適切であったかどうか判断するも

のであり、その後の指導や学習に生かされなければならない。

教師が行う学習評価は、次のような意味をもつ。

- 1) 生徒の自己評価を促し、学習する意欲を高める。
- 2) 指導内容を、生徒に正しく定着させる。
- 3) 教師が生徒の学習状態を知り、指導計画の作成や改善に役立てる。
- 4) 評価結果を記録して、次の学習の指導に役立てる。

評価というと「点数をつける」とか「順位をつける」など、単元や学期の終了時に行う学習の成果の評価を中心に考えがちであるが、学習の成果と併せて指導の過程で行う評価を重視し、指導の改善や生徒の学習意欲の向上に努めることも大切である。

## ② 学習意欲を高める指導の改善

学習意欲は、次のような場合に喚起されることが多いといわれている。

- 1) 授業が分かるとき
- 2) 学習内容が自分の興味・関心に合うとき
- 3) 自分の抱いている疑問や課題を解決したいと思うとき
- 4) 物事を論理的に正しく認識できるとき
- 5) 実生活と結びつけて理解でき、学習の有用性を知るとき
- 6) 学習の中で新たな発見をしたり、問題を自分で解決したりしたとき
- 7) 自分の努力や理解の正しさを認められたとき
- 8) 教師や友人などから適切な助言や励ましを受けたとき

したがって、教師は指導の改善に当たって、次のようなことに留意する必要がある。

- 1) 生徒の興味・関心や学力の実態をよく把握し、生徒の学習実態に合った指導内容や指導方法を工夫する。
- 2) 生徒の抱いている疑問や誤り箇所を把握する。
- 3) 日常における具体例をできるだけ多く取り入れ、有用性を認識させる。
- 4) 授業の中で生徒に疑問を投げかけたり、生徒が発見する喜びを味わったりできるような場を設ける。
- 5) 生徒の学習段階に合った適切な課題を与え、思考を全開させる。
- 6) 生徒の人格を尊重しながら努力を認め、きめ細かい指導を行う。

## ③ 具体的な評価規準の設定

学習指導要領が目指す学力観に立つ教育と指導要録における評価とは一体のものであるとの考え方に立って、各教科の目標の実現の状況を「知識・技能」「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点ごとに適切に評価するため、生徒の学習状況を判断する目安を具体的に示したものを設定する必要がある。

## ④ 評価方法の工夫

各学校で各教科・科目の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達の段階に応じて、観察、生徒との対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。加えて、生徒による自己評価や生徒同士の相互評価を工夫することも考えられる。

## ⑤ 評価時期等の検討

授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、授業後の生徒の状況を記録するための評価を行う際には、単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められる。

各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適の時期や方法を「知識・技能」「思考・判断・表現」及び「主体的に学習に取り組む態度」の3つの観点ごとに整理することが重要である。さらに、評価が学期末などに偏ることのないよう、評価の時期を工夫したり、学習の過程における評価を一層重視したりするなど、評価の場面についても工夫することが考えられる。

## ⑥ 各学校における留意点

### 1) 指導と評価の一体化

学習評価の工夫改善を進めるに当たっては、学習評価をその後の学習指導の改善に生かすとともに、学校における教育活動全体の改善に結び付けることが重要である。

2) 学習評価の妥当性，信頼性等

各学校では，組織的・計画的な取組を推進し，学習評価の妥当性，信頼性を高めるよう努めることが重要である。「妥当性」の確保のためには，評価結果と評価しようとした目標の間に適切な関連があること(学習評価が学習指導の目標に対応するものとして行われていること)，評価方法が評価の対象である資質や能力を適切に把握するものとしてふさわしいものであること等が求められる。

また，評価規準と対応するように評価方法を準備することによって，評価方法の妥当性，信頼性が高まるものと考えられる。

3) 学校全体としての組織的・計画的な取組

学校全体として評価についての力量，妥当性，信頼性を高めるためには，学校としての評価の方針，方法，体制，評価結果などについて，日頃から教師間の共通理解を図り，授業研究等を通じて教師一人一人の力量の向上を図る必要がある。

また，どのような評価規準，評価方法により評価を行ったのかという情報を保護者や生徒に分かりやすく説明することが重要となる。

## 9 学習指導案

学習指導案の様式や教科別学習指導案については，次ページ以降の他，国立教育政策研究所教育課程研究センター（指導資料・事例集），新潟県立教育センターホームページの以下のサイトに掲載されているので，参考にしてほしい。

教科別実践記録

新潟県立教育センター>調査・研究>教科・科目（※教科別）